

## 負担軽減区分について

負担軽減区分	令和 8 年 3 月に支給認定証を交付された方	令和 8 年 4 月以降に支給認定証を交付された方
ア	本事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合	本事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合
イ	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)の規定による市町村民税を課されないものである場合(アに掲げる場合を除く)	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額が 7 万 7, 1 0 1 円未満である場合及び同法の規定による市町村民税を課されないものである場合
ウ	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額が 7 万 7, 1 0 1 円未満である場合	要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯
エ	要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯	-